

令和 7年 6月23日
厚木清南高校(通信制)
学校管理運営グループ

有職生徒等の教科書・学習書費用の給与について

主に働きながら学習を進めている通信制の生徒を対象として、教科書・学習書の費用を還付する制度があります。今年度に受講科目の新規登録を行い、教科書・学習書を購入した生徒で、原則として次の3つの条件を満たす場合、教科書・学習書の「給与」(手続きをすると購入費が還付される)を受けることができます。

■給与対象となる生徒（下記の3つすべてを満たす必要あり）

- 条件1** 書店が発行した教科書・学習書の領収書があること。（原本）
- 条件2** 正社員などで定職に就いているか、パートやアルバイトで今年度90日以上勤務した生徒で、職場からその証明をもらえる生徒。
- 条件3** 本校通信制課程在籍が1年目 ⇒ 単位条件なし
本校通信制課程在籍が2年目 ⇒ 本校通信制での修得単位が14単位以上
本校通信制課程在籍が3年目 ⇒ 本校通信制での修得単位が28単位以上
(加えて、今年度2つ以上の科目・教科を受講していること。)

※前年度に90日以上勤務した実績があり、今年度も90日以上勤務する見込みがあって、職場がそれを証明できる場合に、給与できる場合があります。申請前に学校管理運営グループまで相談してください。

※これ以外の条件で申請する場合には、県の教科書・学習書給付事業の条件を確認の上、事前に学校管理運営グループまで相談してください。

■提出書類（【様式〇】と書いてあるものは用紙が職員室にあります。）

- ①教科書等給与申請書 【様式1-1】
②通信制高等学校教科書学習書代金還付請求書 【様式7】
③口座依頼振込依頼書
④通帳かキャッシュカードのコピー（※口座名義・口座番号が分かる部分）
⑤教科書・学習書購入時の領収書
⑥雇用（見込）証明書 【様式4】
→⑥の書類については、正社員などの定職者は様式2、自営業者は様式3になります。
なお、定職者の場合、雇用契約書の写しや在職証明書で代用できる場合があります。

■提出方法

上記の①～⑥の書類を揃えて、担任に提出してください。鉛筆書きは不可です。

■注意事項

- ・クレジットカードと一緒にになっているキャッシュカードのコピーを添付する場合には、クレジットカード番号（16桁の数字）とセキュリティコード（3桁の数字）は黒塗りにしましょう。
- ・同一の教科書等を再給与することはできません。
- ・転編入学者については、転編入前の学校で使用していた教科書と異なる場合のみ申請できます。
- ・通信制・定時制からの転編入生と本校定時制からの転籍の生徒は、上記の書類に加え、「給与された教科書等の証明ができるもの」か「前籍校の教育課程表」または「使用教科書一覧表」を提出してもらう場合があります。
- ・担任への書類提出から振り込みまでに2ヶ月ほどかかる場合があります。

締切は毎月末、最終締切は12月9日(火)です。